

大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会(第3回) 議事概要

1. 検討会の概要

日 時：2017年3月15日(水) 13:30~15:20

場 所：中央合同庁舎第8号館3階災害対策本部会議室

出席者：林座長、石川委員、井ノ口委員、小田委員、合田委員、今野委員、佐々木委員、
重川委員、徳森委員、松永委員、川口氏(三好委員代理)、米野委員 ほか

2. 議事概要

応急段階における論点整理(案)についての委員等からの主な意見は次のとおり。

(1) 既存ストックの有効活用、民間団体との連携について

- 応急借上げ住宅について、敷金などの条件も含めて、全国同じルールとする必要があるのではないか。熊本地震では調整にかなりの時間を要した。
- 熊本地震では、応急借上げ住宅の入居対象者などのルールが変わり、混乱が生じた。また、賃貸住宅の補修費の補助について、どこまで認められるかはっきりしておらず、多様な解釈が広がることもあった。災害の規模に応じてどのような取扱いとなるのか、また、弾力的な運用について誰が可否を決めるのか、国と自治体の意思決定のフローなども含め、きちんとしたルールが必要ではないか。
- 災害時には、状況に応じて制度の弾力的運用が順次行われることが多い。熊本地震でも、応急借上げ住宅の入居対象者などのルールが何度か変更になったが、自治体や被災者にとっては混乱することもあるため、巨大災害時に円滑に業務を進め、早期に優先度の高い被災者に物件を提供できるよう、特に影響の大きい要配慮者向けマッチングや応急借上げ住宅の入居要件の緩和などは、どのような条件・状況であれば適用するか、ルール化をしておくべきではないか。
- 応急危険度判定で「危険」と判定された賃貸住宅でも、使用できる場合もある。民間賃貸住宅の安全確認については、応急危険度判定だけに頼るのではなく、建物被害認定調査、地震保険損害調査の結果なども活用してはどうか。また、応急借上げ住宅となりそうな住宅について、建物の被害調査を優先的に実施する運用も考えられるのではないか。
- 熊本地震では、多数の賃貸住宅が補修された上で応急借上げ住宅として提供された。これらの経験は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの巨大災害時の仮住まい不足の解決策のひとつとして重要であるため、熊本地震において適用された経緯や運用上の課題等を整理すべきではないか。特に、応急借上げ住宅の候補物件をリストアップし、専門的知識のある人材により選別して補修・入居につなげる流れと課題については、しっかりと整理すべきではないか。
- 熊本地震では、初動の段階で、賃貸住宅の漏水修理等の応急修理をできる技術者がいなくて困った。建築団体と水道団体など、異業種の団体と提携しておくことも必要ではないか。
- 熊本地震では、被災者が一時避難的に自力で賃貸住宅に入居した後、適切な広さの賃貸住宅に転居した場合、転居前は借上げの対象とならず自己負担になるため、被災者支援の不公平

感が生じているのではないか。

- 過去の対応からベストプラクティスを積み上げ、標準的な手続きとしていくことが必要ではないか。

(2) 応急建設住宅の迅速な供給等のための準備について

- 被災した住宅の修理について、応急復旧と本格修理にうまく切り分けをし、応急復旧については遠方の建築業者も入れて迅速に実施していくことも考えられるのではないか。
- 被災した住宅の修理は多種多様であり、建築業者が対応できる工手の種類やレベルも様々である。事前に登録制による組織化を図り、どの建築業者がどのような工事を実施できるか把握し、広域で被災した場合に、何人の建築業者を応援に入れれば良いかわかるようにしておくべきではないか。また、工事の内容に応じて、建築業者を差配できるチームを作っておくべきではないか。
- 建築業者の人手が足りないため、被災者自身にDIYで修理してもらう方法もあるのではないか。自分で仕事はできないがアドバイスはできる高齢の大工等が、訪問してアドバイスをすることで、取組が促進されるのではないか。
- そのままでは住めない空き家について、DIYのプラクティスを積み上げ、空き家の住宅ストックを維持することや、DIYを実施する人の裾野を広げること、能力向上を図ることが考えられるのではないか。これにより、災害時における被災者の住まいの供給能力を増やすことができるのではないか。また、当面は応急措置でとどめることによって、ニーズの平準化ができるのではないか。

(3) 広域避難発生時における被災者の住まいの確保について

- 親族宅等に避難した被災者について、所在地の確認の手順等を検討する必要があるのではないか。また、広域避難者の情報共有について実務をうまく回すためには、ガイドラインの整備や自治体における取組事例の紹介が有効ではないか。
- 被災者台帳では、主に市町村間の情報共有を想定しているが、県域を越えた広域避難が発生する場合、被災者に関する情報交換に都道府県を仲介させ、都道府県が調整をした方がうまくいくのではないか。
- 被災者支援の方針が市町村ごとに異なると不公平感が生じる。東日本大震災では仙台市が手厚い支援を打ち出したが、周辺の市町村がついていくのが大変だった。支援のレベルを合わせるための都道府県の役割について検討する必要があるのではないか。また、複数の市町村が被災する災害の場合には、県域を越えた避難が発生しない場合でも同様の問題が発生するのではないか。

(4) 住宅再建・生活再建を促進するための支援について

- 被災自治体は、地元工務店に仮設住宅建設や応急修理を実施してほしいという意向があるが、大規模災害の発生時まで地元業者を優先させると、被災者にしわ寄せが来てしまうのではないか。
- 住宅再建・生活再建を促進するための支援について、被災者個々のニーズに沿った住宅再建を実現するためには、応急建設住宅の再活用も含めて低廉な住宅再建モデルプランの提示やリバースモーゲージの活用、子世代との同居支援など、具体的かつ細やかな支援プランを用意すべきではないか。

○全体について

- 応急建設住宅と応急借上げ住宅は、被災者だけでなく、自治体にとってもメリットとデメリットがある。個別の業務に係るマニュアルとは別に、自治体、関係団体、住民のそれぞれが大規模災害時における被災者の住まいの確保に係る全体像を理解した上で、取組を進めていくための手引きを作成すべきではないか。
- 首都直下地震や南海トラフ巨大地震の対策は、被害の状況を大前提として考える必要がある。南海トラフ巨大地震については、理論上の最大クラスの地震として、M9.0(レベル2)を前提として応急仮設住宅の必要戸数を推計しているが、発生する蓋然性が高く、我が国として必ず対応しなければならない既往最大のケースであるM8.7(レベル1)の場合に、どのくらいの応急仮設住宅需要が発生するかについても確認した方がよいのではないか。
- 大規模災害時における被災者の住まいの確保を考えた場合、第一に重要なことは、ニーズの把握と、供給手段別のキャパシティを明確にし、需要と供給をマッチングすることである。その際に、どの供給手段がどの程度必要なかを整理する必要がある。その次の段階で、業務のスピードアップと負荷の軽減を実現するための手順をあらかじめ定める必要がある。一貫した基準を保持することによって手戻りが減り、業務軽減、時間短縮につながる。ノウハウとマンパワーのある業界団体の方々にも積極的に参画してもらい、官民連携の防災対策のモデルケースになるようなものとしていくためには、国が全体像を示し、全体の調和・調整をすることが重要ではないか。
- 災害救助法に関して、これまでの経験を活かし、復興までつながるような一体化した制度という観点から見直しをする必要があるのではないか。
- 応急借上げ住宅の家財保険に関して、補償内容の標準化を図るためにも、損保各社同様の商品を開発したほうがよいのではないか。

3. 事務局より

- 本日いただいたご意見等を基に修正等をして、次回の検討会でお示しし、ご確認いただくこととした。一方で、応急段階の課題の検討については、今回で一区切りとさせていただき、新年度は、復旧・復興段階を中心に検討したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

以上